明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三一）　二
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（三二）　三
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（三三）　三

〔告　示〕
○総合特別区域の区域を変更した件（内閣府三、四）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三五）　五
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とネパール政府との間の口上書の交換に関する件（同三六）　五
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三七）　五
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三八）　五
○令和四年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一一七）　五
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一〇）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録の変更をした件（同一一）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二五）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同一二六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六、一七）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局五、六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同七）　七

〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
金融庁　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔公　告〕　七
諸事項　七
官庁　七
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三一号）（内閣府本府）

公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正関係

1　別表に定める保存期間を超える保存期間の設定を可能とすることとした。（第八条第二項関係）

2　国立公文書館等への移管の措置をとるべきことを定めた行政文書及び不利益処分をするための決裁文書等について、保存期間を見直すこととした。（第八条第四項及び別表関係）

3　文書作成取得日が複数年度にわたる行政文書を一つの行政文書ファイルにまとめることを可能とすることとした。（第八条第五項、第七項及び第八項関係）

4　行政文書ファイル等の保存期間の延長に関する手続を見直すこととした。（第九条第二項関係）

5　外務大臣が保有する行政文書ファイル等について、外務大臣が指定した施設に加えて、国立公文書館に移管することも可能とすることとした。（第一〇条関係）

6　その他所要の改正を行うこととした。

内閣府本府組織令の一部改正関係

独立公文書管理監の職務のうち保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄同意等に関して行う報告及び資料の徴収並びに実地調査を内閣府大臣官房公文書管理課の所掌事務とすることとした。（第三条の二関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。